

青森県報

第二千三百八十七号

平成十六年
十月四日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定

(健康福祉課) 一

右 同

(政 策 課) 二

道路の区域の変更

(道 路 課) 二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

(県 民 生 活 策 課) 三

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告

(同) 三

肥料登録の有効期間の更新

(食の安全・安心推進室) 四

土地区画整理組合の定款変更の認可

(都市計画課) 四

告 示

青森県告示第六百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年十月四日

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
有限会社すずらん	弘前市大字石渡四丁目一三の八ウオーカービル二階五号	居宅介護支援事業所すずらん	弘前市大字石渡四丁目一三の八ウオーカービル二階五号
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一四	訪問介護事業所ふれあ温泉	弘前市大字旭ヶ丘二丁目六の四
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	ホームヘルプサービス城西	弘前市大字茜八二丁目一の一
有限会社明倫	八戸市小中野二丁目一八の一	ヘルパーステーション明倫	八戸市吹上二丁目一〇の九
株式会社こどもり	北津軽郡小泊村一字鮫貝一〇の〇	株式会社こどもり訪問介護事業所	北津軽郡小泊村一字鮫貝一〇の〇
有限会社おぞら	青森市大字浦町八字奥野三五七の〇	訪問看護ステーションのぞみ	青森市大字浦町八字奥野三五七の〇
青森保健生活協同組合	青森市大字浦町三字奥野四三四の三	デイサービス中部	青森市中央三丁目一〇の二
医療法人聖誠会	弘前市大字新町一五一	デイサービス土手町	弘前市大字土手町二一の一
"	"	オリブセンター	弘前市大字新町一六五の二
"	"	デイサービス城西	弘前市大字茜八二丁目一の一
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	デイサービスラザ五戸	三戸郡五戸町字川原町西裏五の〇
			平成十六年十月四日

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間
国				
道			二八〇号	東津軽郡平館村大字平館字太郎右工門沢三五三から

平成十六年十月四日

青森県告示第六百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

社会福祉法人十和田湖	社会福祉法人奥入瀬	社会福祉法人青森民友厚生振興団	社会福祉法人十和田湖	社会福祉法人友会	株式会社幸友会	社会福祉法人奥入瀬	社会福祉法人十和田湖
上北郡十和田湖町大字奥瀬字下川目二の九	上北郡百石町字後田二二三の三	五所川原市大字金山字盛山四二の八	上北郡十和田湖町大字奥瀬字下川目二の九	西津軽郡鰯ケ沢町大字舞戸町字三ツ沢五〇の六	西津軽郡鰯ケ沢町大字舞戸町字三ツ沢五〇の六	上北郡百石町字後田二二三の三	上北郡十和田湖町大字奥瀬字下川目二の九
"	"	"	"	"	"	"	"
セイサイバーキヤンぱす	セイサイバーあゆみの里	青山荘グループ	グループぱす	グループわ	グループわ	グループあゆみ	グループあゆみ
十和田市大字相坂字小林七六の五	上北郡百石町字下谷地六一八	五所川原市大字金山字盛山四二の八	十和田市大字相坂字小林七六の五	西津軽郡鰯ケ沢町大字南浮田の沢五五の九	西津軽郡鰯ケ沢町大字南浮田の沢五五の九	上北郡百石町字下谷地六一八	上北郡十和田湖町大字奥瀬字下川目二の九
"	"	一六・八・三	一六・八・二〇	一六・九・九	一六・九・九	一六・八・一	一六・八・一

前	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
		二七・五〇メートルから二八・二〇メートルまで	五〇・〇〇メートル	

平成十六年十月四日

青森県告示第六百一十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十一月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

青森県告示第六百一十号

名称	居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所	所在地	年月日
有限会社おぞら	青森市大字浦町八字奥野三五七の八	居宅介護支援事業所だいち	青森市大字浦町八字奥野三五七の八	青森市大字浦町八字奥野三五七の八	平成一六・九・一
青森保健生活協同組合	青森市大字浦町三三奥野四三四の三	居宅介護支援事業所ケアネット中部	青森市中央三丁目一〇の二	青森市中央三丁目一〇の二	"
有限会社すずらん	弘前市大字石渡四丁目一三の八ウオーカービル二階五号	居宅介護支援事業所すずらん	弘前市大字石渡四丁目一三の八ウオーカービル二階五号	弘前市大字石渡四丁目一三の八ウオーカービル二階五号	一六・八・二五
有限会社ケアサポートロージナ	十和田市東二十番町二九の三〇	居宅介護支援事業所ロージナ	十和田市東二十番町二九の三〇	十和田市東二十番町二九の三〇	一六・九・一
株式会社こどもまり	北津軽郡小泊村一字鮫貝一〇〇の〇	株式会社こどもまり居宅介護支援事業所	北津軽郡小泊村一字鮫貝一〇〇の〇	北津軽郡小泊村一字鮫貝一〇〇の〇	一六・七・一

青森県知事 三村 申 吾

青森県知事 三村 申 吾

2	県道	野辺地六ヶ所線	東津軽郡平館村大字平館字太郎右工門沢三五三まで	後	一一〇・二〇〇メートルから 一一三・五〇〇メートルまで	五〇・〇〇メートル
			上北郡野辺地町字有戸鳥井平一八二の二から 上北郡野辺地町字有戸鳥井平三二〇まで	後	一四・六〇メートルから 一七・五〇メートルまで	五四〇・〇〇メートル
				前	一四・六〇メートルから 一七・五〇メートルまで	五四〇・〇〇メートル
				後	一四・六〇メートルから 一七・五〇メートルまで	五四〇・〇〇メートル
				後	四二・五〇メートルから 四七・五〇メートルまで	六七二・〇〇メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年九月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フォルツァ
- 三 代表者の氏名
時田 忠男
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市柏崎一丁目一の一八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者等の要介護者を中心とした全ての県民に対して、筋肉トレーニングによる介護予防及びパワーリハビリテーションに関する事業を行い、県民の健康増進を図ることによって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

する。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年九月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハート&ハート
- 三 代表者の氏名
西谷 昌彦
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字城東中央三丁目四の二二 スカイタウン弘前九〇四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、介護保険法に基づく在宅介護及び介護保険制度適用外の高齢者の宅老所運営や、駐車違反取り締まり業務の民間委託活用等による就労支援を行うこと
によって、心と心の結びつきによるコミュニケーション社会を構築し、地域福祉の向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成十六年九月二十四日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十六年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 二八八号	肥料の種類 混合有機質 肥料	肥料の名称 混合有機北 海フイツシ ユベレッ ト 特三号	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 五・〇 りん酸全量 三・〇	その他の 規 格 公定規 格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社五光 東津軽郡平内 町大字外童子 字滝ノ沢一 の三
----------------------	----------------------	---------------------------------------------	-------------------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------------------------------------------

土地区画整理組合の定款変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、弘前市城東第五土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

弘前市城東第五土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成九年十一月十四日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

弘前市大字福田字種元の全部並びに大字新里字中平岡、同大字字西平岡、大字福田字巻屋、同大字字村元、大字福田字新館添、同大字字林元、同大字字福富、同大字字早稲田、大字高田四丁目、大字田園三丁目及び大字田園四丁目の各一部

四 事務所の所在地

弘前市大字高田一丁目七

五 設立認可の年月日

平成九年十一月四日

六 変更認可の年月日

平成十六年九月二十七日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	------------------------------------------	------------------------------